

報道発表資料  
平成31年2月20日  
宮城県後期高齢者医療広域連合  
仙台市青葉区上杉1丁目2番3号  
電話：022-266-1026

報道機関各位

## 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの障害について

平成31年2月18日、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）（※1）に障害が発生し、仙台市宮城野区役所保険年金課の窓口において、後期高齢者医療制度に係る一部の業務が終日できない状況となりました。

被保険者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

### 1 障害発生日時

平成31年2月18日（月） 午前8時30分から午後10時まで

（窓口開設時間は午前8時30分から午後5時00分まで）

### 2 障害の内容

宮城野区役所保険年金課の窓口に設置してある標準システムの端末がデータセンターのサーバーと接続できず、被保険者証の発行など一部の業務ができない状況となっております。

### 3 影響のあった業務と人数

① 後期高齢者医療被保険者証の再交付 3人

② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※2）の交付 5人

上記の方について、手続き時交付を郵送にておこなうことを説明のうえ、各証は2月19日に郵送しました。

### 4 原因と対策

宮城野区役所に設置してある標準システムの通信関連機器（ルータ）に不具合があり、サーバーと通信できなかったものです。機器の交換により、同日午後10時に通信が復旧しました。

今回発生した機器の不具合の原因については調査中ですが、原因究明後は適切な対応策を講じ、システムの安定稼働を図ってまいります。

#### ※1 「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」とは

後期高齢者医療制度の事務を適正かつ迅速に処理するため導入しているシステムで、広域連合と宮城県内の全市町村が専用回線でネットワークを構築し、運用しております。

#### ※2 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療費が高額となる場合に、医療機関等の窓口で提示することで、窓口でのお支払いが所得に応じた自己負担限度額（月額）までとなるものです。